

新潟市新バスシステム事業運営協議会規約

(名称)

第1条 本会は、新潟市新バスシステム事業運営協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、新バスシステムにかかる運行事業協定に基づき、全市的に持続可能な公共交通体系を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新バスシステム事業の運用に関する事項
- (2) 運行計画の協議・決定に関する事項
- (3) 運行計画改善案の作成に関する事項
- (4) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、新潟市および新潟交通株式会社によって組織する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて開催するものとし、次の事項について決定する。

- (1) 規約の改正
- (2) 運行計画の策定及び変更、改正
- (3) その他必要事項

(事務局)

第6条 本会の事務局は、新潟市都市政策部都市交通政策課内及び新潟交通株式会社乗合バス部内に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、協議の上、別に定める。

附 則

この規約は、平成27年9月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。